平成２９年（フ）第２９３号
鹿児島県鹿児島市易居町10番16―401号
債務者　藤田章太郎
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場美紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３６０号
埼玉県上尾市浅間台４丁目４番地24
債務者　三科　朋宏
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８５号
佐賀市若宮１丁目18番26号　ハビテーション若宮Ｂ棟201号
債務者　平田　静代
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　恵巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月11日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
佐賀市赤松町12番７号　コーポてんよう11号
債務者　田中ふさえ
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　潤一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺3819番地
債務者　中山　　健
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　蓉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４３１号
鹿児島県鹿児島市清和４丁目４番35号　セジュール薬師堂Ｂ―201
債務者　川村　　恵
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　研
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４３９号
愛知県知多市にしの台１丁目2310番地　シャトー末廣201
債務者　有川　恭子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島　隆宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２８９号
函館市富岡町２丁目41番６号
債務者　木村　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２９４号
函館市尾札部町1323番地
債務者　中村　信夫
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２４３号
高知市北竹島町117番地３
債務者　仲井　浩臣
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４４号
高知市北竹島町117番地３
債務者　仲井　五月
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７７号
高知県香美市土佐山田町1682番地　県住１棟24号
債務者　今久保まどか
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７９号
北海道北見市東相内町250番地３　桑原ビル102号
債務者　西村　　綾
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６０１号
埼玉県越谷市赤山町１丁目43番地　ウィンベルソロ第３　101号
債務者　橋爪　歳徳
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
埼玉県東松山市大谷4160―２　医療法人緑光会　東松山病院内、住民票上の住所埼玉県東松山市松葉町３丁目15番41号　馬橋ハイツ202号室
債務者　清水　智子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３０号
千葉県白井市南山１丁目９番６棟301号
債務者　鈴木　信一
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２３３号
千葉県八街市八街は１番地443、申立時の住所千葉県八街市八街ほ56番地６　エヌレジデンスⅠ　101号室
債務者　髙吉美帆子（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部